

年金税制の仕組みと課題

馬場 義久

早稲田大学政治経済学術院教授

本稿は、年金税制の理論に基づき、年金税制の仕組みの特徴と改革に向けての課題を明らかにする。公的年金税制だけでなく企業年金等任意加入の年金税制にも触れる。

1. 公的年金税制の理論

公的年金税制のあり方については、多くの場合、年金を積立方式と賦課方式とに区分して検討が進められてきた。その際、積立方式の年金給付は保険原理に基づいており、賦課方式年金は世代間の所得移転に他ならないという二者択一的な区分がなされた。

しかし、麻生(1995, 314)がいち早く指摘したように、現実の公的年金は保険原理による給付とそれ以外の所得移転(世代間の所得移転等)の双方をもたらしている。たとえば厚生年金の給付は、単に若年世代からの所得移転だけでなく、高齢者が勤

労時に拠出した保険料に関連づけられた給付をも含んでいる。そこで以下では麻生(1995)に依拠し上記の2種類の給付(移転)をもたらす年金制度を念頭に、年金税制のあり方を整理する¹⁾。

保険料拠出による年金制度

保険料拠出による年金は次のように定式化される。

$$E(b) / (1+r) = A + \alpha$$

ここでAは保険料の拠出額、bは給付額でE(b)はその期待値、rは利子率(通常の貯蓄収益率)、 α は所得移転部分である。

仮に $\alpha = 0$ であると、給付は保険料の拠出額のみに関連する。保険原理に忠実な年金である。 $\alpha > 0$ だと、正の所得移転が付加される。つまり、 $E(b) / (1+r) - A > 0$ であり、保険料拠出に基づく給付を上回る給付を得る。現在の高齢者が該当する。逆に負の移転とは $\alpha < 0$ で $E(b) / (1+r) - A < 0$ となる年金である。現在の現役や若年世代はこれに直面すると言われている。

$\alpha = 0$ の年金税制

年金税制のあり方は包括的所得税論を基礎にするか(以下、所得税主義と略称)支出税論を基礎にするかに(以下、支出税主義と略称)によって異なる。所得税主義は年間の消費と資産蓄積(貯蓄)に向けられる所得=年間に消費しうる金額の増加に課税し、支出税主義は消費支出のみに課税する。

ばば よしひさ

1981年一橋大学大学院経済学研究科博士課程単位取得満期退学。経済学修士(一橋大学)。専門分野は、財政学・租税論。関東学院大学専任講師・助教授、長崎大学助教授・教授をへて、1993年より早稲田大学政治経済学部教授。2004年9月より現職。

著書に『所得課税の理論と政策』(単著、税務経理協会、1998年)、『二元的所得税の論点と課題』(分担執筆、日本証券経済研究所、2004年)、『日本の財政を考える』(共編著、有斐閣、2017年)など。

ベンチマークとして $\alpha = 0$ のケースの税制を整理する。所得税主義では拠出は課税である。それは貯蓄原資であるからだ。次に運用益も課税である。給付は貯蓄引出しなので非課税となる。以上は、通常の自発的貯蓄に対して元本と収益に課税するのと同じ扱いである。

支出税主義では、拠出は貯蓄なので非課税、運用益も非課税、給付は貯蓄引出しなので課税となる。

正の所得移転を含む年金の税制

$\alpha > 0$ であるので、拠出<給付が成立する。所得税主義によれば拠出段階は課税である。なぜなら、拠出<給付なので拠出は貯蓄と考えられるからだ。運用益も課税となる。年金給付段階では保険原理にもとづく給付分(元利)は、貯蓄の引出しであるので非課税であるが、それを超える正の所得移転は課税となる。移転収入(正の所得移転)は消費しうる金額の増加であるからだ。

他方、支出税主義によれば、拠出は全額貯蓄なので非課税、運用益非課税、年金給付は貯蓄引出しなので、所得移転部分を含めて全額課税となる。

負の所得移転を含む年金の税制

$\alpha < 0$ であるので拠出>給付となり、拠出の一部は実質、税負担と考えられる。「保険料拠出のうち負の移転に帰結する部分」は給付を与えないからである。負の所得移転が存在しても、必ずしも保険料拠出の全額が税とならないことに留意すべきである。

所得税主義によれば拠出は課税であるが、その際、税負担部分を課税所得から控除しなければならない。運用益も課税であるが、税部分からの拠出の運用益を除く必要がある。給付には正の所得移転がないので非課税となる。

支出税主義によれば拠出はもともと非課税である。したがって、所得税主義と異なり拠出の税部分も課税ベースでない。さらに運用益非課税、給付は全額課税である。

以上のように支出税主義では、以上の三方式の

すべての年金について同一の課税方式となる。他方、所得税主義では年金制度により課税方法が変わり、たとえば正の所得移転を享受する世代と、負の所得移転に直面する世代とで課税方法を変えなければならない。この点、所得税主義の難点である²。

II. 公的年金税制のしくみと実態

被用者年金の保険料は労使で拠出される。加入者拠出分(本人拠出分)は、社会保険料控除により所得控除され、保険料に被用者の所得税はかからない。事業主拠出分は事業の必要経費として算入され、この部分にも法人税などはかからない。結局、拠出段階は非課税である。拠出金収益も非課税である。最後に給付段階では雑所得として課税が原則とされている。したがって、原理上は支出税主義の非課税—非課税—給付課税を採っている。

年金給付の税は以下のように算出される。

$$\begin{aligned} \text{雑所得} &= \text{年金収入} - \text{公的年金等控除} & (\beta) \\ \text{税額} &= (\text{雑所得} + \text{他の所得} - \text{所得控除}) \times \text{税率} & (\gamma) \end{aligned}$$

つまり、年金収入は税法上雑所得として位置づけられ、それを求めるのが式(β)である。雑所得が正である場合にのみ、他の所得、たとえば給与所得や事業所得を合算し、基礎控除や配偶者控除などの所得控除を差し引いた額に税率が課される。結局、建前は年金を雑所得として総合課税する方式である。

ここで注目したいのは、式(β)の右辺の公的年金等控除である。年金収入に特定化した控除である。この控除は65歳未満と65歳以上とで仕組みが異なる。表1では65歳以上を想定している。同表から、120万円を最低保障額としつつ、年金収入が高額ほどこの控除額が多額になることがわかる。たとえば330万円の年金で120万円の控除、500万円の場合153.5万円控除される。

表1 公的年金等控除の速算法

公的年金等収入	公的年金等控除額
－ 330万円以下	120万円
330万円超－ 410万円以下	収入× 25% + 37.5万円
410万円超－ 770万円以下	収入× 15% + 78.5万円
770万円超	収入× 5% + 155.5万円

(出所) 国税庁ホームページ「公的年金等控除に係る雑所得の計算方法」により筆者算出。

単身世帯の税負担の算出³

以下では家計タイプ別に年金世代の税負担を算出する。可能な限り年金世代の実態を踏まえた。年金世代はすべて65歳以上とする。以下、国税は本文で、地方税は()内に表示する。まず単身世帯である。

厚生労働省(2018,表3)によれば、同世帯は年金受給全世帯の17.5%(男子5.5%、女子12.5%)を占める。単身世帯にとっての控除は、公的年金等控除と基礎控除である。よって公的年金等控除の最低保障120万円+基礎控除38万円=158万円までの年金には税がかからず、158万円(地方税では153万円)が課税最低限となる。

なお、厚生労働省(2018,表29)の「性別・本人の公的年金階級別構成割合(単身世帯)」によれば、男子の40%、女子の53%が受給年金150万円以下なので、少なくともこれらの人は税負担ゼロとなる。ちなみに男子単身者の平均年金が174.9万円、女子144.7万円であり、税負担は男子0.84万円(地方税2.19万円)女子ゼロになる。

現役期に片稼ぎであった夫婦世帯

厚生労働省(2018,表3)によれば、夫婦世帯(夫婦のみの世帯)は受給者世帯全体の32%を占める。最初に現役期に片稼ぎであった夫婦世帯をみる。妻は第3号被保険者で年額78万円の基礎年金を受給すると想定する。いわゆる厚生労働省のモデル年金のケースである。

このケースでは妻の年金は全額非課税である。夫の年金は公的年金等控除の最低保障120万+

基礎控除38万円+配偶者控除38万円=196万円(地方税では186万円)まで非課税となる。なお妻が70歳以上になると配偶者控除が48万円となる。

ちなみに厚生労働省(2018,表25)の「現役時代の経歴類型別 世帯の公的年金の平均年金額」によると、夫が現役期に「正社員中心」、妻が「収入を伴う仕事をしていない期間中心」の世帯の平均年金は320.6万円である。ここでも妻の年金が78万円と想定すると、家計の年金税負担は2.33万円(地方税5.66万円)となる。

現役期に共稼ぎであった夫婦世帯

さて、厚生労働省(2018,表25)によれば、夫婦とも「正社員中心」のケースの世帯の平均年金は371.7万円である。ここでは夫と妻の年金比率を3:2とする。厚生労働省(2018,表13)の「性別・本人の現役時代の経歴類型別・本人の公的年金階級別 構成割合」によれば、「正社員中心」の男子と女子の平均年金の比率が約3:2であるからだ。この場合夫の年金は223万円、妻のそれは148.7万円となる。

妻の年金は公的年金等控除120万円+基礎控除38万円=158万円まで非課税である。妻の年金が158万円まで夫に配偶者控除38万円が認められるので、夫の年金は196万円まで税がかからない。よって年金税は $27 \times 0.05 = 1.35$ 万円である(地方税3.7万円)。

現役と比べると?

上記の共稼ぎ夫婦が現在の現役として税負担を求め、年金世代との差の一端を示そう。つまり夫

表2 任意年金の税制

年金	拠出	運用益	給付	公的年金等控除の適用
確定給付企業年金	控除（上限あり）	非課税*	雑所得**	○
確定拠出年金企業型	掛け金全額控除	非課税*	雑所得	○
同 個人型	掛け金全額控除	非課税*	雑所得	○
国民年金基金	掛け金全額控除	非課税	雑所得	○
個人年金保険型	控除（上限あり）	非課税	雑所得 （元本控除）	×

（注） * 積立金に特別法人税課税が原則であるが現在凍結中。

** 加入者拠出分は除く

（出所） 大和証券（2017）『税金読本』2017年度版,268,270頁に基づき一部加筆。

223万円、妻148.7万円の給与収入を得るケースである。夫婦ともに基礎控除38万円が適用される他、妻の給与所得控除の最低保障額65万円、夫の給与所得控除額84.9万円、配偶者控除38万円が適用される⁴。結果、夫の税3.1万円（地方税7.21万円）+妻の税金2.28万円（地方税5.07万円）=5.35万円（地方税12.28万円）となる。国税と地方税の合計で比べると、年金世代の約3.3倍の負担となる。

この差は第一に、公的年金等控除の最低保障額120万円が、給与所得控除の最低保障額65万円を大きく上回るからである。この点が妻の課税最低限の差を生んでいる。第二に、夫の公的年金等控除120万円と給与所得控除の84.9万円の差である。結局、両方とも低所得水準における公的年金等控除が、寛大と言われる給与所得控除をさらに上回ることにある⁵。給与収入と異なり、年金収入を得るのに必要経費が生じないことにも留意したい。ちなみに現行制度では490万円の年金（給与）未満だと公的年金等控除が給与所得控除を上回る。

中心課題—公的年金等控除の廃止

以上公的年金等控除により、受給年金の税負担がきわめて低いことを示した。支出税主義の形骸化である。拠出控除、運用益非課税でありながら、受給段階で年金控除を認めているので、現行制度は年金控除額×税率だけの補助金を交付していることになる。しかも年金収入が330万円超の場合、

年金控除額が年金収入とともに増加し補助金額は高年金取得者ほど多額になる。

また今日の高齢者は、現役および将来世代から年金の正の移転を受けている。このような世代の年金に補助金を与える根拠は乏しい。公的年金等控除の廃止による受給段階課税の強化が求められる。このことにより、所得税が勤労者だけでなく高齢者も応分に負担する全世代型⁶へ接近し、さらに賦課方式年金による世代間格差の是正にも貢献できる。経済力の低い高齢者世帯については基礎控除の改革などで対応する方がベターであろう。

任意年金に対する税制

次に企業が任意に実施できる年金や、個人が任意で加入できる年金のうち主なものを取り上げる。表2を参照されたい。年金のうち、最初の2つが企業単位、残り3つが個人単位である。各年金によって税制の差がある。

確定拠出型（企業および個人）と国民年金基金は、特別法人税の凍結を前提とすれば⁷、上述の公的年金と同様の扱いを受けている。支出税主義を建前として公的年金等控除も適用される。他方、個人年金は控除適用額に上限を設けて（一般生命保険料または一般年金保険料扱い）、給付のうち運用益対応部分に課税し公的年金等控除が適用されない。確定給付企業年金はいわばこの両者の「中間」であり、控除額に上限を設けつつ（一般生命保険料扱い）、公的年金等控除を認めている。

任意加入の年金に対する税制のあり方は、公的年金政策や他の貯蓄課税との関連をどう考慮するかによって変化する。公的年金の補完を目指すのであれば、任意加入の年金税制を、他の通常の貯蓄課税より「優遇する」ことも一理ある。

だが、ここでも公的年金等控除の扱いが問題となる。公的年金課税における公的年金等控除の存在理由は乏しいし、他の貯蓄が元本課税+収益課税であるので、公的年金を補完する役割を持たせるとしても、公的年金等控除の廃止が望ましい。そうすれば個人年金保険型との制度間格差も緩和する。

なお、任意年金以外の貯蓄税制における優遇制度(NISA)なども整理の必要がある。通常の貯蓄収益は20%課税を原則とし、優遇措置の採用は政策的重点を定め可能な限り限定すべきである。

III. 税制改正の大綱による年金税制改革

安倍内閣は2017年末に「平成30年度税制改正の大綱」を閣議決定し、個人所得税の改正を示した。2020年分の所得より適用される。以下、年金税制に関連する主要部分のみを紹介する。

第一に、公的年金等控除額を一律10万円引き下げる。第二に、公的年金等収入が1000万円を越える場合の同控除額については195.5万円の上限を設ける。

さらに、所得税の現行基礎控除が10万円一律増額される。

さて、第一の改正により公的年金等控除の最低保障額が110万円に減額されるが、基礎控除の10万円増額により公的年金等収入の課税最低限に変化はない。また給与所得控除も10万円減額され最低保障額は55万円となるが、公的年金等控除額の最低保障額との差額は55万円のままである。よってIIで示した年金税負担の値は変わらない。

第二の改正は超富裕者対策である。表1から現行制度では年金収入が1000万円の場合、公的年金等控除は205.5万円となる。この値から一律

引き下げ分10万円を引き195.5万円とし上限値に設定したわけである。年金収入1000万超の者は、表2の任意年金を含めるとしても例外的な富裕者であろう。ちなみに総務省(2016、第13表その2の(2))によれば、65歳以上で公的年金等収入が500万円超の者は全体の1.2%に過ぎない。

以上から年金税制の抜本的改革=受給年金課税の強化には、ほど遠い改正と言わなければならない。■

《注》

- 1 以下は、麻生(1995,313-316)の要点を抽出し、あわせて基礎的な説明を付け加えたものである。
- 2 この点以外にも、年金税における所得税主義は多くの執行上の困難に直面する。藤田(1992,245-248)を参照。
- 3 馬場・横山等(2017,159-163)では、100万円から600万円までの6段階の世帯年金額を設定し税負担額を算出し、高年金でも低負担となる点を示した。以下では各家計タイプの平均年金額の税負担に注目する。なお、両者に一部同一の叙述がある。
- 4 2018年分所得より妻の給与収入150万円まで適用される。
- 5 詳しくは馬場・横山等(2017,162)を参照。
- 6 スウェーデンでは受給年金を勤労所得税の課税ベースに含めている。馬場(2016)を参照。
- 7 特別法人税は運用益でなく運用金残高に課税すること、納税義務者が個人でなく、個人が運用リスクを負う確定拠出型年金の収益課税にふさわしくないなど問題が多い。詳しくは國枝(2011,15-16)を参照。

《参考文献》

- 麻生良文(1995)「公的年金課税と課税ベースの漏れ」『経済研究』Vol.46, No.4, 313-322.
- 國枝繁樹(2011)「税制と年金」『年金と経済』、Vol.29, No.4,13-18.
- 厚生労働省(2018)『年金制度基礎調査 平成28年』III. 調査結果の概要。
- 財務省(2018)『平成30年度税制改正の大綱』。
- 総務省(2016)『平成27年度分市町村課税状況等調べ』。
- 馬場義久(2016)「長寿リスク・DC型年金・年金税制—スウェーデンのケース—」証券税制研究会編『リスクと税制』日本証券経済研究所、147-187.
- 馬場義久・横山彰・堀場勇夫・牛丸聡(2017)『日本の財政を考える』有斐閣。
- 藤田 晴(1992)『所得税の基礎理論』中央経済社。